

昭和五十一年五月十七日

四日市市議会臨時会会議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十一年五月十七日(月)

午後一時開会

第一 会議録署名議員の指名について
第二 会期の決定について

第三 報告第二号 専決処分について

第四 報告第三号 専決処分について

第五 報告第四号 専決処分について

第六 報告第五号 専決処分について

第七 報告第六号 専決処分について

第八 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について

第九 議案第二号 三重県美術博物館の建設に関する意見書の提出について

議案説明：質疑、委員会付託
委員長報告：質疑、討論、議決

第一〇 発議第三号 米価について現食糧管理法制度を堅持するための意見書の提出について

”

第一一 四日市市議会議長の辞職について

第一二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について

第一三 四日市市議会副議長の辞職について

第一四 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について

第一五 発議第 四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
第一六 選挙第 三号 三四伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について
第一七 選挙第 四号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補
欠選挙について

第一八 選挙第 五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
第一九 選挙第 六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
第二〇 発議第 五号 四日市市議会特別委員会の設置について……………議決
第二一 議案第五七号 監査委員の選任について……………議案説明：質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

日程第一 会議録署名議員の指名について
日程第二 会期の決定について
日程第三 報告第 二号 専決処分について
日程第四 報告第 三号 専決処分について
日程第五 報告第 四号 専決処分について
日程第六 報告第 五号 専決処分について
日程第七 報告第 六号 専決処分について
日程第八 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について

日程第九 発議第 二号 三重県美術博物館の建設に関する意見書の提出について
日程第一〇 発議第 三号 米価について現食糧管理法制度を堅持するための意見書の提出について
日程第一一 四日市市議会議長の辞職について
日程第一二 選挙第 一号 四日市市議会議長の選挙について
日程第一三 四日市市議会副議長の辞職について
日程第一四 選挙第 二号 四日市市議会副議長の選挙について
日程第一五 発議第 四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
日程第一六 選挙第 三号 三四伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について
日程第一七 選挙第 四号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
日程第一八 選挙第 五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
日程追加 会期の延長について

○出席議員（四十一名）

青	天	小	伊	岩
山	春	井	藤	田
峯	文	道	信	久
男	雄	夫	一	雄

山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野 野 生
谷
本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂 崎 川

忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平 貞 平
兵
勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和 芳 藏

中 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 大 大 小 宇
多 治
村 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 森 谷 川 田
信 妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋 多 喜 四 良
喜
夫 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 三 正 郎 市

○欠席議員 (三名)

加藤 高橋 出
藤 橋 井
定 力
男 三 博

○議事説明のため出席した者

市長	助役	助役	収入役	市長公室長	総務部長	税務部長	福祉部長	教育長	次長
岩野	加藤	三輪	平井	六田	阿南	伊藤	谷沢	杉本	
見齊	寛嗣	喜代司	清三	猶裕	輝彦	治郎	文男	川一	
								芳郎	

○出席事務局職員

事務局	議事課	議事係	主事	主事	主事
佐々木	小坂	板崎	山口	山口	山口
晃精		大之丞	克彦		
					徹

午後一時三分開会

○議長(山口信生君) ただいまから、昭和五十一年五月、四日市市議会臨時会を開会いたします。
 ただいまの出席議員数は、三十九名であります。
 本日の議事については、お手元に配布しました議事日程により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布しました議事説明者要求書写しのとおりであります。

永年勤続議員表彰状伝達の件

○議長(山口信生君) 会議に先立ちまして、去る四月十三日岐阜市で開催されました第五十九回東海市議会議長会定期総会において、伊藤信一君、山本 勝君が十年以上の勤続議員として、それぞれ表彰を受けられ、また、山口信生が二十五年以上の勤続議員として表彰を受けましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

〔伊藤信一君登壇〕

○議長（山口信生君）

表彰状

四日市市議会議員

伊藤 信 一 殿

あなたは市議會議員の要職にあること十年、鋭意市政の振興に務め、地方自治の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、ここに本会表彰規程によりこれを表彰します。

昭和五十一年四月十三日

東海市議会議長会会長

林

茂

岐阜市議会議長

〔表彰状授与〕（拍手）

〔山本 勝君登壇〕

表彰状

四日市市議會議員

山 本 勝 殿

○議長（山口信生君）

以下 同 文

〔表彰状授与〕（拍手）

〔山口信生君登壇〕

○副議長（喜多野 等君）

表彰状

四日市市議会議長

山 口 信 生 殿

あなたは市議會議員の要職にあること二十五年、鋭意市政の振興に務め、地方自治の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、ここに本会表彰規程により特別表彰としてこれを表彰します。

昭和五十一年四月十三日

東海市議会議長会会長

林

茂

岐阜市議会議長

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（山口信生君） これより会議に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において、小林喜夫君及び長谷川鐸元君を指名いたします。

日程第二、会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日一日間と決定いたしました。

日程第三 報告第二号 専決処分について、ないし

日程第七 報告第六号 専決処分について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、報告第二号、専決処分について、ないし、日程第七、報告第六号、専決処分について、の五件を一括議題といたします。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議事進行について発言したいと思えます。

いつもの例によりますと、会期の決定をしたあと、議事日程はお手元に配布のとおり進めたいというご説明があるかと思うのですが、本日はないわけでございます。

すでに専決処分についての議事が日程に挙げられた形になっておりますが、全体として議事の日程について、その議事進行について意見を申し上げたいと思えます。

議事日程によりますと、第十一に議長の辞職について、第十二に議長の選挙についてというのがございます。この議長の辞職の問題については、私は仄聞をいたすところによりますと、すでに代表者会議において、議長候補、そして副議長候補がまとめられており、そして、議長は現在の議長が引き続き当たられるというふうに、全くの仄聞でございますけれども聞いているわけでございます。

で、現在の議長が引き続き議長をやられるのに、どうして議長の辞職というものが議事日程に挙がってこなければならないのか。議長の任期は法制的に四年と定められており、いまその四年をとるかというかは別といたしまして、引き続き議長が来年度において議長をやられるということについて、あえて議事日程に議長辞任を挙げられる必要はないと思うわけでございます。

さらに、第十五、常任委員の選任について、第二十、特別委員会の設置について、そしてまた、それらには特別委員の選任という問題がございます。この常任委員会の委員の選任、あるいは特別委員会の設置、委員の選任という問題につきましても、代表者会議においてすでにその割り振りがまとめられていると聞くわけでございます。これは、委員会条例第六条の規定によって、委員は議長が会議にはかって指名をするという形に規定されているわけですが、そもそも、実際は代表者会議等でまとめられてやられているわけです。問題はこのたとえば、常任委員の場合は、議員は必ず一個の常任委員会に所属しなければならないという形になっておるわけでございます。文字どおり議長が適正に

この議長の指名権といいますが、発議権といいますが、そういうものを明らかにし、指名権を発動してやられるということならば、またそれなりの意味はあるかもしれませんが、実際にはこの議会運営の円滑化ということから代表者会議においてそういうものをやられているわけでございます。問題はこの代表者会議というのは、いわゆる議会の規則で会派を構成する、そういうことができる議員の方々、あるいは会派に所属されるそういう方々は、それぞれの会派で意思が集約されて反映されるでしょうけれども、しかし、いずれの会派にも属さない議員というものは全くこの問題で参画する機会が保障されていなかったわけでございます。

で、議会は四十四人が構成する会議体でございますし、議事はすべての議員が参画して決めると、もちろん決定に当たりましては多数決原理というものは働きますけれども、しかし、前提としてそういうすべての議員が対等平等である、こういう点は長いこの議会の経験の中から議会運営の基本原則だという形で、われわれに配られましたところのあの条規類集、その末尾にはっきりとたわれているわけでございます。そういう点から見ますと、今日の議事日程に挙がっております常任委員の指名、特別委員会の設置、あるいはその委員の選任という過程におきましては全く会派に属さない者については、経緯の中で参画する機会が保障されなかった。こういう点は余りにも民主的なルールをはずれているものではないか。こういう点は議長の方でこのままで議事日程に挙げて進めていかれるのかどうか。特に特別委員会の設置の内容等については、いろいろな意見もあるわけでございます。このまま継続して今度のような形でつくられるのがいいのか。あるいはまた、常任委員会でも法定的には本議会で付議すれば閉会中でも特定の事件について常任委員会が審査をすることができます。こういう機能をもっと活用していくとかいう問題についても意見があるわけでございます。そうした点を改めて民主的に協議していく必要があるのではないかと。で、新しい議長のもとでこの常任委員会、特別委員会の設置、あるいは委員の選任というものが行われるわけでございますから、改めて

そういう全議会の真に民主的な方法に基づいた形で処理されて、しかるべきではないか。この点についての考え方を議長にいただきたいと思います。

さらに、第十八の港管理組合の議員の補欠選挙の問題でも同じ問題があるかと思えます。

この点については、過去の例から見ますと、選挙の方法は指名推選、指名の方法は議長において指名ということでございます。しかし、これも私はたとえば港の議員の問題については、今度ぜひ港議員にしていだきたいという希望を持っております。しかし、全くそういう希望を申し出る場所がどこにあるか。議長が代表者会議にそういうことを委任してしまったのかどうか不明でございますし、そして、代表者会議の座長だといわれた方にもそういう点を申し入れましたけれども、何ともはっきりとした納得できる答えをいただいております。こういう点から見ますと、やはり、このままの従来の慣例によった方法でいくのかどうか。港議員の問題については私はあれこれと、あそこで待遇がどうのこうのということのために議員というポストを、名をもらいたいためにという意味じゃないんです。私は議会に上げてもらった際、ずっと七年目にかけて港管理組合の問題がずいぶんある。きょうも全員協議会で申し上げましたけれども、ああいいう埋め立ての強行の問題にしまして、反市民的なことをやっていると。パビリオンの問題一つにしても、まだこれから三倍もかけてやっていくのか。なぜそういうことをやらなきゃならぬのか。いろいろ必要がないのに、まだこれから三倍もかけてやっていくのか。なぜそういうことをやらなきゃならぬのか。いろいろ管理組合の問題について私なりの考えを持っているわけです。したがって、ぜひ上げていただきたいという希望を持っておりますけれども、こうした点についてのものが民主的に反映されない。いまやじの形でみんな希望持っているといいますが、それはみんな希望を持ってみえても、いまだ発言の皆さんは代表者会議で一定の集約ができるんじゃないですか。そういうものが保障されていない、こういう非民主的なやり方の中で議事がこのままの形で進め

られるということについて大きな異議を唱えたいと思うわけでございます。

この点についてぜひひとつ議会の民主的なルールをしっかりと守っていくという点で再考をお願いしたいというふうに思い、議長の見解を伺い、その上でご意見を申し上げたいと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時二十三分休憩

午後一時三十分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの小井君の発言は、意見として承っております。

なお、議事日程については、最初に宣告いたしておりますのでご了承願います。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第二号は、昭和五十年年度一般会計補正予算（第五号）の専決処分報告議案でありまして、歳入におきまして、大矢知興譲小学校ほかの義務教育施設整備に対する国庫負担金並びに清掃施設建設事業資金、義務教育施設整備事業資金等に対する市債が、年度末に至り増額決定をみましましたのと、電気税、特別土地保有税の増収がありましたので、

これにより歳出におきまして債務負担関係のうち、市開発公社に対する三重保育園建物譲受費並びに、二カ年継続事業の保々小学校改築費を繰り上げて施行するための経費の追加と、校舎建設費等の不用見込額を減額しますとともに、これに関連する繰越明許費、債務負担行為及び地方債を変更して予算の補正を行ったのであります。

報告第三号及び報告第四号は、去る三月三十一日付公布、翌四月一日施行されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、軽自動車税の税率改正並びに固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の税負担の調整措置等を講ずるため、市税条例の一部改正を専決処分により行ったものであります。

報告第五号及び報告第六号は、日本住宅公団事業として笹川団地に建設を進めてまいりました、市立笹川西小学校及び市立西笹川中学校の校舎が完成し、同公団からの譲り受け価額が確定いたしましたので、譲り受け契約を専決処分により行ったものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 報告の三、四号に関係をして質問をいたしたいと思っております。

ただいまの議案説明の中では、三月三十一日付で法律が公布されましたので、翌四月一日施行された地方税法に基づいての軽自動車税、あるいは固定資産税、都市計画税ないしは特別土地保有税の税負担の市税条例の一部改正を専決を行ったという報告であります。すでに四月一日からの関係につきましましては納付書なり、あるいはその他の措置がとられているはずであります。したがって、いま提案説明の中には、よろしくご審議をいただきご承認賜わ

りますようにということになっていくわけであります。文字どおり専決処分でありますから、後日承認ということになるかも知れませんが、こういう提案の仕方というのは私はどうも腑に落ちないわけであります。したがって、確かに四月一日から施行されるということで法律はなっておりますけれども、お尋ねしたいのは、すでにきょうは五月十七日であります。一月半以上も経過をいたしているわけでありますが、この一月半の経過措置について何か考えられることがあるとするならばお示し願いたい。そのことを質問申し上げておきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤治郎君）登壇〕

○税務部長（伊藤治郎君） 私、四月一日付で税務部長を拝命いたしました伊藤でございます。よろしく願ひいたします。

ただいまご質問いただきました件につきましてご答弁を申し上げます。

確かにご指摘のございましたように、三月三十一日付で地方税法の一部改正案が成立いたしましたので四月一日から施行されておるわけでございます。現行の租税体系からまいりますと、地方団体が課税権を行使いたしますのは、ご承知のとおり税法で、あるいは地方自治法で市町村の条例に委任されておると、こういう形になっておるわけでございます。そこで問題になりますのは、やはりそういう形にはなっておりますが、この条例で定めるのは地方税法の範囲内、枠内ということになっておるわけでございます。しかも、それぞれの地方公共団体が議会で議決をした上で定立をするという大原則になっておるわけでございます。したがって、今回私どもが市町村民税につきまして条例の改正案をご提案申し上げておりますのも、また四月一日及び四月三十日付で専決処分をやむを得ずさせていただきましたことにつきましても、この条例改正、条例措置、地方税法に委任されました範囲内で改正をいたす、そういう手

続きの二つの面を考えておるわけでございます。そこで、四月一日にさかのぼるという問題でございますが、これにつきましても税法におきましては四月一日からということになっておるわけでございますので、この間、特に市税条例の方では経過措置というものはございませぬが、附則の方で四月一日からさかのぼって適用すると、こういう規定にいたしておりますので、ただいまのご指摘の点につきましては問題がなろうと、こういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 質問の意味がはっきりしなかったのか、あるいは理事者側の説明が混同しているのか、聞いておりましたわからぬわけがあります。税法及び地方自治法の範囲内で地方自治体が委任をされることにつきましては、私もよく知っておるわけがあります。

ところで、聞き間違いがあれば訂正いたしますけれども、議会の議決を必要とするのは、法で定められた範囲の中のものなのか、あるいは法より拡大されて実施するものなのか、この点がいまの部長の説明でははっきりしていないと思うのであります。

私の考え方は、法の範囲内で定めるものについては報告、承認ということで済むのではないかというふうに考えるわけですが、いまの説明を聞いておりますとどうもそういう形になっていないと思うのであります。さらにこれは明らかに混同していると思うのでありますけれども、次に上程をされます市税条例の一部改正で、確かに附則のただし書きで四月一日にさかのぼるということが提案をされ、それぞれ委員会で審査していただくことになるわけでありましても、委員会の審査をしないままでこの場で、ただ単に報告だけで四月一日にさかのぼるんだという

ことを後刻上程をされる市税条例の改正にからませて説明がなされるということは少し腑に落ちません。

いま一度だけ説明をしておいていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤治郎君）登壇〕

○税務部長（伊藤治郎君） 先ほどの私の答え申し上げました内容がいさか言葉が足りなかったかと存じますが、法の範囲内で条例の制定をするということにつきましては、これは大原則でございます。

先ほど申し上げましたように、今回の市税条例の改正、それから専決処分をさせていただきました内容につきましてもその範囲内でございます。

そこで、この税法で規定されております範囲を拡大した場合にどうなのかというご質問でございますが、これはいろんな問題がございまして、どういふ場合の拡大なのか、税率の標準税率以上の税率、あるいは一定税率を条例で変更する場合いろいろあるかと思いますが、これはやはり、そういった具体的なケースによって判断をせざるを得ない、かように考えておるわけでございます。

なお、法律の範囲内で条例を制定、すなわち専決処分をするにつきましても議会にご提案を申し上げますにつきましても、やはりこの法律の範囲内とはいいながら、議会の議決が絶対条件になるわけでございます。

答弁不足かも知れませんが、一応以上のご答弁をさせていただきます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告四号、市税条例の一部改正についてお尋ねしたいと思います。

第一点は、特別土地保有税の減免規定が設けられることになったんですが、ものの本によりますと、たとえば自治省の固定資産課の課長補佐は、いかなる場合に減免することができるといふことについては、規定上は明確でなく本条では天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とするもの、その他特別の事情があるものに限り減免することができると規定しているに過ぎない。したがって、運用がみだりに流れることがないようにしなきゃならぬと、こういうことを指摘しているわけです。ここでいう市長が必要と認めて減免できる要件、二項ありますが、一項の公益のために直接専用する土地とはどういうものを具体的に指すのか、この点をお尋ねしたいと思います。

二点目は、市街化区域の農地、いわゆるその中のA農地、B農地の問題でございますが、この減免措置がこのたの地方税法改正で新しく制度化されたと思うわけでございます。ところが、この市税条例専決処分の中には全く入っていないわけでございます。評価替ということで市民に増税を押しつける、こういう形をとりながら一面でA、B農地についての減免措置を講ずることができるといふ新しい制度というものが全く今度の市税条例改正の中に出てきていない。この点についてはどういふうな処理をなさるかお尋ねしたいと思います。

すでに農業サイドで、いわゆる緑地保全という形での補助金というものが出されておりますけれども、私どもはもととこういうA、B農地、あるいは将来にわたりますしC農地の課税というものについて多くの問題があるという立場で基本的に賛成をしていないのですけれども、固定資産税を宅地並みに課税するということをやめるように主張していますけれども、現在の農業サイドでの緑地保全という名の補助金、税金の形の変った払い戻しというものについて不十分さがございます。せっかくできるであろう新制度の内容をどういふうに考えておみえになるかもあわせてお答えをいただきたいと思います。

かなり市町村の自主的な判断で決められる余地があるやに理解をしているわけですが、その点の考えも伺いたいと

思います。

それから、評価替に伴う一般市民、零細企業、農民の固定資産税の税負担がどれくらいになるのか。そういう点でこの単純平均ではなしに、評価額の上昇率、そういうものが何倍の部分は何人の納税者という分布の形をはっきりさせて数字を出していただきたい。資料をここで説明していただきたいと思っています。

さらには、コンビニートなど大企業工場敷地に対する評価の適正化という問題を、私は三月議会でも具体的に提起をしたわけですが、この評価替の措置の中でどのような結果になっているのかも明らかにして、数字的に具体的に示していただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤治郎君）登壇〕

○税務部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

まず第一番の特別土地保有税の今回の減免措置につきまして、公益とはどういうものを対象にするかという質問でございますが、これは日本住宅公団、宅地開発公団または地域振興整備公団が一定の土地区画整理事業の用に供する土地を譲り受けたものが特定の公益的施設の用に供する土地またはその取得について非課税とすること、こういう条文を受けたものでございまして、当面四日市には該当がないというふうに考えておるわけでございます。

それから次に、A、B農地に対する措置が今回の専決に入っていない。どういうふうに考えておるのかという質問でございますが、これは今回入れてございません。これにつきましては従来A、B農地につきましては、ご承知のように宅地並み課税をいたしまして、これに対しまして農業保全と農業政策上の措置といたしまして、大体四日市といたしましては五〇％を還元いたしてまいったわけでございますが、今回これが税を減額すると、こういう措置に

変わりましたので、そういう方向でただいま検討をいたしております。その検討の方向でございしますが、まずこういう減額をする場合には農地課税審議会、これを設置いたしまして、この意見を聞いて市長が減額割合を決定すると、こういうたてまえになっておるわけでございます。

そこでこの減額が適用されます地域がご承知のとおり東京、名古屋、大阪、三大都市圏ということになっておるわけでございまして、私どももこれをどうするかということはそれぞれの三大都市圏の市がどういう考え方でどういう措置をするか、こういうことを克明に現在情報収集いたしております。そうして、今後の措置をいたしたいと考えておるわけでございますが、先ほど農業団体の陳情がございました際、それはいつごろかと、農地課税審議会をつくるのは、条例を上程するのはいつごろかという質問に対しまして、市長は九月議会を考えております、という答弁をされております。

それから、減額率につきましては大体三〇％から一〇〇％、非常に幅が広いわけでございますが、それぞれの都市の事情があるようでございまして、ただいま申しました三〇％から一〇〇％の間でそれぞれ検討をしておるようでございます。

私どもこういうことを参考にしながら今後A、B農地に対する措置につきましては考えてまいりたい。かように考えておるわけでございます。

それから、今回の評価替の結果、実際の税負担はどうなったのかということでございますが、評価につきましては全体マクロ的に見まして一・四一程度に上がっております。ただ、先ほどご質問にございました上昇割合によつてどのクラスがどれだけあるのかということにつきましては、ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、後刻調査をいたしたいと考えておりますが、専決処分にさせていただきましたように、評価額の上昇割合に応じまし

て一・三倍のところは税負担を一・一倍、一・三倍を超え一・七倍以下のものにつきましては税負担を一・二倍、二〇％増、一・七倍を超えますものにつきましては一・三倍を限度に負担を求めておるわけでございます。この結果大体これも大ざっぱに申し上げまして昨年の土地の税負担と総額を比較いたしますと、大体一八％から二〇％の間で総体的に負担がふえております。これは個々に違いますので一・三倍まるまる負担のふえた方もございますし、一・一倍以下の方もございます。総体的にただいま申し上げましたような状況でございます。

それから、大工場の敷地の評価の方法並びにその結果はどうかという質問でございますが、大工場につきましては評価の方法につきましては一般の宅地と基本的に同じ方法で評価をいたしておるわけでございますが、特に原則として一般宅地と同じような評価方法、つまり、売買実例価格を精査いたしまして、それから適正な時価を誘導するという方法をとっておるわけでございますが、具体的に本市の場合五十一年度という評価をしたかということ很简单に申し上げますと、大工場用地は非常に売買実例の数が少のうございます。昨年私どもが収集いたしました事例は霞コンビナートの中に何件あったわけでございますが、これを調査いたしましてこれから適正な時価を算定し、これを基準といたしまして全市の大工場の敷地を評価させていただいたわけでございます。もちろん、この過程で港灣施設を有する敷地につきましては適当な補正もいたしておりますし、その出てきた結果につきまして周辺の近傍の宅地との比較もいたしまして、それぞれ手直しをするものは手直しをした。こういう経過でございます。

一応お尋ねの件につきまして以上ご答弁をさせていただきました。以上でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 特別土地保有税の関係ですが、先ほど税務部長のお答えになりました住宅公団とか幾つかの団体名が

出まして、それが非課税であるというご指摘がございましたが、その法文規定とこれとは全く関係がないと私は理解しておりますので、理事者当局はよくご調査をいただきたいと思うわけでございます。

いまのご答弁でこの百二十条の十の公益上どういうものが該当するのか、どうもはっきりいたしませんので、もう少し具体的にはっきりとお答えいただきたいと思います。

それから、A、B農地の関係ですが、農地課税審議会というのはすでにできているのと違うんですか。四十七年だかに議会に一べんはかられたと思うんですが、あるいは立ち消えになってしまったんですか。私の記憶違いであればお許しいただきたいと思うんですが、できているのではないかと思うんですが、その辺の事実関係を教えていただきたいと思います。

いずれにしても、A、B農地の今度できました減免措置の規定というものは部長のお話もございましたように、一〇〇％減免することもできるわけです。大阪近郊都市におきましてはそういう例が多いわけです。情報収集をするまでもなく四日市市議会におきましてはこうした宅地並み課税というものはやめよと、よろしくないという形で議会でもわざわざ決議をしているわけであります。したがって、その議会の立場、決議から見ればこういう制度ができれば進んでこの固定資産税の専決処分するときにあわせて処理をすべきだと、そして農業団体の皆さんが、農家の皆さんが要望してみえる趣旨にいち早くこたえるということがあってしかるべきではないかというふうに思うんです。これがなされていないという点は非常に遺憾に思うんですが、この点の要望を特におきたいと思えます。

それから、大工場の工場敷地と一般の宅地と基本的に同じ評価をするということ自身がそもそも間違いないんですね。そして、例に挙げられました売買実例が少なく、霞コンビナートの売買を例にしたとおっしゃるんですが、霞埠頭用地の売買については原価主義に基づいて売っているんですね。マージンはほとんど入れておりません。したがって、

非常に安いんです。この辺はこの管理組合行政の問題として一つの大きな問題があると思いますが、非常に安い。五万円そこそこで売っている、非常に安い。それを工場敷地がそれによって利益を得られる。この工場敷地の評価と売買が目的ではなしに、住むこと自身の目的で使う土地、一般の住宅の宅地、これと同じ評価ですということ自身がおかしいし、私は三月議会で堺の例が同じコンビナートならコンビナートの例をとっても、片や十万五千元、四日市は五十一年度の評価でもなお二万円を超えるか超えないか。同じように石油製品は同じような値段で売っていくのになぜ四日市だけが特に税負担を軽くしておかきやならないのか。こういう点を問題にしましたが、その点の問題があると思います。これは意見になりますのでこれ以上は差し控えたいと思います。

あと申し上げた点についてなおお答えをいただければと思います。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤治郎君）登壇〕

○税務部長（伊藤治郎君） 農地課税審議会の点でございますが、これは今回の地方税法の改正でこういう新しい規定ができたわけでございまして、これに基づきまして同じく固定資産税からA、B農地に対する固定資産税の減額をするという措置があわせて定められたわけでございますので、私四十七年当時のことはいまよく存じておりませんが、いま問題になっております農地課税審議会に關します限り今回の法律で設置するように義務づけられ、その意見を聞いて市長が減額率を決定すると、こういう一連の措置でございますので、そのようにご理解を賜わりたいと思います。

それから、特別土地保有税の公益に關する件でございますが、私も四月一日以降大車輪で勉強をさせていただいたわけでございますが、この点につきましていまのところ先ほど申し上げましたような理解しかいたしておりませんので、さらに勉強をさせていただきますので、しばらくお時間を賜わりたいと思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がまいっておりますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告三号と四号の市税条例一部改正についての専決処分不承認の立場から意見を申し上げたいと思います。

報告三号は軽自動車税にかかわるものでございますが、すでにこの軽自動車税というものは、過大の自動車保有者は負担をしております。いつかの議会でも申し上げましたが、自動車保有者がいろいろな税金、そしてまたいろんな形で納めますお金が、たとえば四日市の道路予算のほとんど大部分の財源になっておる。逆の言い方をしますと、四日市の道路予算のほとんどは自動車保有者が納める税金その他であって、それ以外の財源というものが充たされている余地というものは非常に少ない。こういう例もあるわけでございます。すでにこの自動車保有者の税負担というのは重い。これ以上到大衆課税をしていくという点について反対をするものでございます。

第四号の市税条例で特に問題は、固定資産税の評価替に伴う負担増という問題でございます。この評価替に伴う負担増という形で一般の市民の固定資産税、土地、そして中小零細業者の土地、あるいは農業者の土地の税金というのが将来にわたって大幅に増税をされていく、こういう点で納得できないというふうに思うわけであります。いまま

で特に農地につきましては三十八年度以来据え置かれてまいりましたが、今度これを今後に向かって税負担を増大していくための道を開いた、こういう点でも問題があらうかと思えます。こういう点でも賛成できないわけでございます。一方で先ほどもちょっと質疑の中で触れましたように、大企業工場敷地、こういうものが営利を目的としながら、一般の営利を目的としない住宅と同じような評価をする。しかも、よって来たる基準にするところのものが霞コンビナートの土地を基準にしている。これが原価主義に基づいてマージンを全く含まないで非常に安くおける。その安いものにスライドして決められているという点で非常に不合理があるわけでございます。大阪の堺並みにしろとは申しませんが、今日の大企業工場敷地の不当に安い固定資産税というものを適正化する上で、いまの五割、あるいは倍に引き上げる、こうした点は市長、あるいは税務部長等の努力いかんによって、国のあれこれの指示を待つまでもなく十分可能だと。大阪の堺の例でもそういう形で道を開いてきた例もあるわけでございます。こういう点でもこの際当局が思い切った措置をとられる、それによって財源を生み出して市民のための事業をより多くしていく。こういうふうにしていただきたいと思うわけでございます。こうした大企業に甘い不十分な措置、そして、片方ではそのほかにもある大企業等に対する特権的な減免税、その是正が全く小手先だけのものでありまして、逆に重油にかかる水素化脱硫装置、営業用倉庫の特例延長などしているわけでございます。こういう点でも納得できないと思えます。さらに、先ほどもちょっと触れましたように、A、B農地の減免措置を文字どおり一〇〇％議会決議を生かす立場から一〇〇％減免になる措置を大至急講じられることを特に要望したいと思えます。

以上をもちまして反対の討論にかえたいと思えます。

○議長（山口信生君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、報告第三号、専決処分について及び報告第四号、専決処分についての二件を一括して起立により採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件はこれを承認することに決しました。

次に、報告第二号、専決処分について、報告第五号、専決処分について及び報告第六号、専決処分についての三件を一括して採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第八 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第八、議案第五六号、四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第五六号は、本市税条例の一部改正案でありまして、今回の改正は、個人市民税における身体障害者、老年者等に対する非課税範囲の拡大、特定市街化区域農地の譲渡に係る長期譲渡所得についての個人市民税の課税の特例、個人市民税及び法人市民税の均等割額の引き上げ、ガス税の税率の引き下げ

等を主な内容とし、四月一日施行されました地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言を願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 市民税の均等割のみを課税する対象となる人のこの非課税限度額の問題についてお尋ねをしたいと思います。

この条例によりますと、一人十三万円という形になっておりますが、これは市独自で配慮して、もう少し金額を大きくする、高くする、こういうことのできる余地があるのかないのか、この点をお尋ねをしたいと思います。

それから、法人市民税の均等割の関係で、いわゆる資本金別に、従業員の多寡別にランクが決められて均等割が若干引き上げられるという形になりましたけれども、その該当する企業数について数字を明らかにしていただきたいと思ひます。資本金一億円を超え、かつ従業員百人を超える法人数、資本金一億円を超えかつ従業員百人以下の法人、資本金一千万円を超え一億円以下の法人、資本金一千万円以下の法人、こういう形でお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤治郎君）登壇〕

○税務部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

均等割のみを課税されるものに対します非課税の限度額、こういう規定が新たに今回の均等割額の大幅引き上げの措置に伴いまして創設されたわけでございますが、この非課税の限度額をどうするかということは大きく問題化されたわけでございます。

ただいまご指摘のように四日市といたしましては十三万円という数字が出ておるわけでございますが、この十三万円を拡大する余地があるのかというご質問のようにお受け取りいたしておりますが、この余地はあろうかと思ひます。この決め方によりまして、標準家庭、三十八才の主人と三十五才の奥さんと九才の男の子、四才の女の子という標準家庭につきまして、生活保護法の基準を基準といたしまして地域指定を何級とするか、こういうことから算定をされておるわけでございますが、一年分の生活費を基礎としておるわけでございまして、具体的に申し上げますと、生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費、これらの総額から政令で定めます金額、これは五十一年度につきましては四十万円ということに決定をいたしておりますが、これを差し引きましてただいま申し上げましたような三つの所得算定の基準から、算定いたしました額から四十万を引きまして求めました額が十三万円、多少端数はございましたが十三万円ということに決定をいたしておりますし、先ほど申し上げました生活保護法の定めます一級地十五万円、二級地十三万円、三級地は十一万円、それぞれ自治省の内かんで指導が来ておるわけでございますが、こういう決め方からまいりまして、多少の余裕はないとはいえないというふうに考えております。

それから、二つ目の法人均等割の資本金別、従業員別の三段階の該当企業数でございますが、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後刻調査の上ご報告いたします。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 それじゃどれくらいの幅まで余裕があるのか、この点は低所得者層に対する福祉的な姿勢が問われるわけだと思えます。どの辺まで余地があるのか、それをなせ十三万という数字に落したのか、その辺のところも明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤治郎君）登壇〕

○税務部長（伊藤治郎君） 先ほどご説明申し上げましたような方法で計算してまいりました。そして、決定いたしましたのが十三万円でございますが、どこまで引き上げられ拡大できる余地があるのかというご質問につきましては、ただいまここで幾らまでということをお願いするのは非常にむずかしいと思いますが、来年度あるいはその次年度、将来に向かいはしては十分ひとつ検討してまいりたい、かように考えます。

きょうここで十三万円をどこまで上げられるのかというご質問に対しましては、非常にお答えがしにくうございますのでご勘弁いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 三点ほどお尋ねをして、あと委員会の方に付託になりますので委員会の方で慎重に審査をしていただきたいと思うわけであります。

今回の改正で一体だけの税収がいわゆる増収になるのか。この数字を明らかにしていただきたいと思えますし、さらにその上に立って、この増収分につきまして一応いまままで予定をされていたかもわかりませんが、数字になってあらわれておりませんが、この配分について私たちはいま経済の不況問題から、大変市民生活が苦しくなっ

ております。したがって、この市民生活を少しでも豊かにするために、どうしても福祉行政を中心にする部分にということを考えるわけであります。したがって、配分問題についてその考え方についてお尋ねをしたいと思えます。

さらに、先ほども専決処分の際にもただしておいたわけでありますけれども、どうしても理解がしにくいのは特に今度のように、市税条例の改正という議案まで出してくる中で一月半以上もさかのぼるということがどうしても理解がしにくいわけですが、この点につきましてはいずれ意思表示をしておきますけれども、先ほども申し上げました一点二点についてご説明をいただき、あとは委員会の中で具体的に審査をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

大体全部の税金で二億ぐらいの増収になろうかと思いますが、すでにこの分については当初に見込んでございますのでご了解賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午後二時二十二分休憩

午後五時四十四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時四十五分休憩

午後七時三十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

小井道夫君から先刻の議事進行に関する発言において一部不適当な発言がありましたので、議長において善処の上訂正されたい旨の申し出がありましたのでご了承を願います。

議案第五十六号、四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 岩田久雄君。

〔総務委員長（岩田久雄君）登壇〕

○総務委員長（岩田久雄君） ただいま議題となっております議案第五十六号、四日市市税条例の一部改正につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、個人市民税における身体障害者、老年者等に対する非課税範囲の拡大、並びに個人市民税及び法人市民税

の均等割額の引き上げ及びガス税の税率の引き下げ等を内容とするものであります。

当委員会は、先ほどの本会議におきます議案質疑を十分に踏まえて、担当助役の出席をも求めまして慎重に審査いたしましたのであります。

特に問題となりましたのは、個人市民税における身体障害者、老年者等に対する非課税範囲及び法人市民税の均等割についてでありまして、種々意見が交わされたのであります。その結果、当委員会といたしましては、個人市民税における非課税の限度額を今後引き上げるよう強く要望いたしましたのでありますが、法人市民税の均等割の税率についてもあわせて引き上げを考えるべきであるとの強い意見があり、結局、本件につきましては当委員会は賛成多数をもって承認いたしました次第であります。

なお、今回の改正に伴う増収分の配分については、福祉面に重点を置く方向で進められたいとの意見がありました。簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（山口信生君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私 は、議案第五十六号市税条例の一部改正の中で、個人の均等割三倍引き上げ、そして、法人の均等

割引き上げに関連しての税率問題の原議案に対して反対をするものでございます。そのほかは賛成でございます。

特に、個人の均等割引き上げの問題でございますが、五十一年度におきましては所得税、市民税の減税を行わないことになっております。したがって、実質増税をされるわけでございます。

さらに、この個人の均等割が三倍に値上げをするということについてはどうしても納得できないわけでございます。もともと所得の多寡に関係なく頭割りで課税するなどという、こういう均等割の制度につきましては、先進資本主義国には見られない前近代的なものであります。そして、大企業優遇税制の問題が法人税、あるいは市民税においても大きな問題としてわれわれは指摘してきているところでございますけれども、これについてはほとんど是正が行われておりません。公共料金が国鉄、電報、あるいは国民年金、健康保険料、あるいはまた県・市の諸料金の値上げも次から次と行われようとしておりますし、電力などの独占料金、物価の値上げも相次いで行われようとしております。

この秋にもまたもや諸物価の値上げという問題が深刻な事態になるであろうという予測もすでになされていると思いますが、こうした中で個人の市民税均等割についても三倍も値上げをするというふうな、こういう議案の提起に対して私は絶対に認められないと思うわけでございます。

なお、この個人の均等割の問題と関連いたしまして、このたび新しく設けられました均等割の非課税となる所得の限度額、この点の問題については議案質疑の段階でも申し上げましたが、市長の方に真に福祉的な姿勢があるならば進んでこの点についての、少なくとも自治省令、政令が十七万円までの限度の幅を認めているという中において、十三万円という数字にとどまらずに、積極的にこの十七万円までの限度を設けるべきである。

こうした不況、物価高、そして増税というものを課する中で、最も弱い犠牲を受けるという人たちに對する温かい施策を差し伸べるという点でも、いますぐこの条例改正の中に具体的に折り込むべき課題ではなかったかと思うわけでございます。

でございます。

先ほどの委員長報告によりますと、今後この点の引き上げという点について委員会として要望をなされたというところでございます。この点が即刻実現されますように心から念じる次第でございます。

二番目の大企業法人に對する均等割の問題でございます。一定の改善が行われたと申しましたが、しかし、わずかにふえるに過ぎないと私は思うわけでございます。この点は三月議会でも、せめてこの均等割あるいは所得割を含めて制限税率を適用するようにと、こういう主張をしまりました。しかし、今度の条例改正に当たっても何らの改正もなされておられません。せめてこの均等割の問題についても即刻これは改められるべきではなかったかというふうに思うわけでございます。

五十年度三菱油化、大協石油、モンサント、こうしたところが、つくられた赤字を理由にして、わずか四千円しか均等割を納めていない。五十一年度もそういう推移になっていこうと思えます。それがたとえ、均等割今度の改正で二万四千円になりますけれども、それを制限税率まで四万円もっていったら、あと一万六千円、これの支払いができないなどという企業の力ではないと思うんです。だれが考えても、せめてこの市民の不況の中では増税をどんどん押しつけているわけですから、企業に對しても当然の負担をさせるべきだ、こういう点での改善がなされない。この点を非常に残念に思うわけでございます。この点についてぜひとも採決の段階に当たりまして、議員の皆様の良識が発揮されますように心から念じたいと思います。

さらに、一連の地方税法の改正と関連いたしまして、事業所税が課税団体の人口基準が五十万から三十万に引き下げられました。しかし、わずか数万の違いでこの四日市がはずされるという不合理な事態でございます。いわゆる公害問題を抱えている堺とか千葉、市川こうしたともに協調している市の関係におきましても、ほとんどがこの法人事

業税の適用を受けることになり、四日市だけがはズれるわけでございます。まことに不合理なことだと思います。こういう点でも積極的な独自の対策を今後要望しておきたいと思えます。

これを実施するならば少なくとも数億円の増収を得て、そして財政危機の打開をし、市民のよりよい要求の実現という道を開くことが可能だと思えます。こういう点で理事者の姿勢と議会の態度、これが英断が求められていると思います。

以上をもちまして、私の反対の討論といたします。

○議長（山口信生君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第九 発議第二号 三重県美術博物館の建設に関する意見書の提出について

○議長（山口信生君） 次に、日程第九、発議第二号、三重県美術博物館の建設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

野崎貞芳君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 ただいま議題となっております発議第二号三重県美術博物館の建設に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表しまして一言ご説明申し上げます。

県においては、本年四月県政百周年を迎え、これを記念して教育センター、美術博物館、総合保健センターの建設など五つの記念事業の計画を進められているのであります。

ところで、本市の現況を見ますとき、県政運営の中枢をなすにもかかわらず、本市には県営施設はきわめて少なく、中でも文化施設は皆無に等しい状況におかれていることはよくご承知のところであります。

そこで、この機会をとらえて県政のあり方に強く反省を求める意味から、県政百周年記念事業の一つである三重県美術博物館の四日市建設を知事に対して強く要請するため、お手元に配布いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この美術館の建設に関する意見書の提出発議に当たりまして、私も発議者の一人に加えていただこうと思いましたが、事情が許さずこういう形になっております。

私は、かねてからこの県政は四日市に何をもたらしただかという形です。いふんと問題提起してまいりましたし、県が

基本構想、基本計画策定に当たって、四日市がこれにどう対応したのか、何ものも教育、福祉、文化施設がないじゃないかと、こういう点での問題提起をした経緯があると思いますが、今度この美術館の建設問題について意見書をあげるに当たりまして、実際の県の対応、こういう点の見通しといえますか、そういうものについて議会が意見書をあげるまでにこういうふうになってきているわけですが、理事者側はこういう点でどう対応しておみえになるのか、この際ぜひ伺っておきたいと思います。これをめぐる情勢を含めて伺っておきたいと思ひますし、提案者の方におかれましてはその辺の見通し、そうしたものを現実に明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 野崎貞芳君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 発議者の間において論議した経過の中では、現時点でこれを四日市に誘致するということは非常に至難である。しかし、四日市としてこういう施設をぜひということから発議者となってご提案申し上げた次第でございます。よろしくご了承賜わりたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご指摘のございましたように、四日市につきましては見るべき県の施設というものはほとんどないのが実情でございます。

私どもといたしましても、学校、これは主として大学、それから文化施設こういったものの設立、あるいは創設につきまして知事にはかねてから要望しております。ただ、現在までそれが実っていないことは遺憾でございますが、この上ともこういったものの実現に対し強く力を注いでいきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 意見書を出しても効き目がない、至難だというようなご答弁でございますが、なるほど発議の内容の理由だけでは至難であろうと思ひますが、私は質問というよりもむしろ要望しておきたいと思うんですけれども、九鬼市長時代に埋め立て事業のときの金が残って、それを県へ持って行くということでもめました。そのときにやむを得ぬからそれは将来県の事業として四日市で事業をするようにしたらどうだと、数億円だったと思ひますが、そういうことでけりをつけた記憶があるわけです。確か九鬼市長、日比議長、その答弁をしたのが加藤助役だったと思ひますが、それがいま実現されております。したがって、意見書を持っていくについてはそういう過去のいきさつについて十分説明をして、四日市にそのような見るべき施設が、九鬼市長時代にもうけた金を返してよこすように説明をせられるようお願いしておきます。

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第一〇 発議第三号 米価について現食糧管理法制度を堅持するための意見書の提出について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十、発議第三号、米価について現食糧管理法制度を堅持するための意見書

の提出についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 ただいま上程をされました発議第三号、米価について現食糧管理法制度を堅持するための意見書の提出について、その趣旨についてご説明を申し上げたいと思います。

現在ご存知のように、いわゆる米価は生産者米価が一等から四等まで包装代を含めて一万五千五百七十円、消費者米価につきましては一万二千二百五十円、この差額が三千三百六十五円、これがいわゆる世間で言われます食管法によるところの赤字であります。

私たちはこれを逆さやとも呼んでおりますが、最近新聞などで報道されました内容によりますと、大蔵省ではことしの生産者米価の引き上げは、本年の春闘における賃金引き上げの相場以下の八〇程度に押さえたい、続いて米価の逆さや解消五カ年計画に合わせ、消費者米価については一五〇強引き上げするという意向を固めている模様であります。すでに全国農業協同組合中央会では五月上旬に米穀対策委員会を開きまして、本年、五十一年度でありますけれども、要求米価を先ほど申し上げました六十キログラム一万五千五百七十円を昨年に比して三〇〇強引き上げようとして要求をしているのであります。

さらに一方消費者側では消費者米価の据え置き、あるいはできるならば引き下げということを強く訴えている現状にあります。したがって、大蔵省の考えております米価の逆さや解消五カ年計画は、いまの社会情勢から見えてまいりますと、非常に大きな問題になるところだろうと思うわけであります。

日本経済の不況が国民生活に及ぼしている影響は言うまでもなく大きくなっております。特に昨年米価決定の基本路線と、いわゆる逆さや不拡大の方針が通ったことなどを悪用したとしか思われなような大蔵省の考え方は、生産者の立場も考えないで単に一俵当たり三千三百六十五円の赤字、逆さやをなくするためにことしの賃上げ相場が八〇になることも想定をしながら現在の生産者米価を一〇強引き上げた場合、新たな逆さやを生じさせないためには消費者米価を一・二八〇強引き上げしなければならず、さらに逆さやをなくするためにはこの一・二八〇以上に引き上げなければならぬとしているのが大蔵省の考え方であります。したがって、大蔵省の考えます逆さや解消五カ年計画をいまずぐ実行するとなれば、日本の米価は生産者には安く消費者には高くということになると思います。こうなりますと生産者及び消費者の生活はいま以上に苦しくなることは明らかであります。したがって、大蔵省の考えていることは、たとえ戦中、戦後であったとしても国民の食糧を守るといって、正しい基本理念に立った現在の食糧管理法の精神を揺さぶるものでありまして、各方面からかなり大きい強い反発が予想されるのであります。このような考え方はいまずぐ表面化すべきでなく、慎重にいまの社会情勢ともからみ合わせながら考えなければならぬと考えますので、お手元に配布されております内容の意見書を提出しようとするものであります。意見書の案文につきましては省略をいたしますけれども、皆さん方の絶大なるご賛同をいただきますようお願いをいたしまして、意見書提出の趣旨説明を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、理事者は退席を願います。

〔理事者退席〕

日程第一 四日市市議会議長の辞職について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十一、四日市市議会議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、私の一身に関する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定により退席いたします。

〔議長（山口信生君）退席、副議長（喜多野 等君）着席〕

○副議長（喜多野 等君） 議長山口信生君から、議長の辞職願が提出されております。辞職願を朗読いたします。

〔議事課長朗読〕

辞 職 願

今般都合により、四日市市議会議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和五十一年五月十七日

四日市市議会議長 山口 信 生

四日市市議会議長 殿

○副議長（喜多野 等君） おはかりいたします。山口信生君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔発言を求める者あり〕

○副議長（喜多野 等君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほど冒頭の議事進行に関する意見の中でも申し上げましたが、都合により退職をされるということでございますが、しかし、代表者会議等で調整になったそうでございますので、引き続き議長に選出をするということがはっきりしているんだと。こういう中であえてこういう手続きを踏まれる。こういう点がどうも納得できないわけです。この点についての制度的な面、そうした面の説明を具体的に明らかにしていただきたいと思ひますし、いずれにしてもこの点の賛意をいたしかねるわけでございます。

○副議長（喜多野 等君） それでは、ご異議がありますので、本件については起立により採決いたしたいと思ひます。

山口信生君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（喜多野 等君） 起立多数であります。よって、山口信生君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔山口信生君議場中央に進む〕

○山口信生君 過去一年間、皆様の非常な鞭撻、ご協力によりまして無事任期を全うさせていただきましたことは、本当に皆さんに何とお礼の申しようございません。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

日程第一二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について

○副議長（喜多野 等君） 次に、日程第十二、選挙第一号、四日市市議会議長の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（喜多野 等君） ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（喜多野 等君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（喜多野 等君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（喜多野 等君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。それでは、順次投票を願います。

〔投票〕

○副議長（喜多野 等君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（喜多野 等君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（喜多野 等君） 開票を行います。会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に川口洋二君及び古市元一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○副議長（喜多野 等君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 三十七票

無効投票 四票

有効投票中

山口信生君 三十五票

訓覇也男君 一票

小井道夫君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、十票であります。よって、山口信生君が四日市市議会議長に当選されました。

山口信生君、ごあいさつを願います。

〔議長（山口信生君）議場中央に進む〕

○議長（山口信生君）一言ごあいさつを申し上げます。

顧みますと、昭和二十二年の統一選挙以来十六年間毎年選挙はございましたけれども、議長は四年間任期勤めてまいったものでございます。それ以来十三年間は議会の申し合わせにより、一年交代としてまいったわけでございますが、はからずも本日は山口に留任の議長の席を就任させていただきましたことはまことにありがたい衷心より皆様に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

皆様の厚意に対しまして、私は浅学非才の者でございますけれども、皆様の厚意に対しまして市政のために全力を尽くしていきたいと存する次第でございます。どうか今後ともご指導、ご鞭撻のほどを皆さんにお願いをいたしまして私のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

〔副議長（喜多野 等君）退席、議長（山口信生君）着席〕

日程第三 四日市市議会副議長の辞職について

○議長（山口信生君）次に、日程第十三、四日市市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、喜多野 等君の一身に関する事件でありますので、地方自治法第百十七条の規定により、同君の退席を求めます。

〔副議長（喜多野 等君）退席〕

○議長（山口信生君）副議長喜多野 等君から副議長の辞職願が提出されております。まず、辞職願を朗読いたさせます。

〔議事課長朗読〕

辞 職 願

今般都合により、四日市市議会副議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和五十一年五月十七日

四日市市議会副議長 喜多野 等

四日市市議会議長 殿

○議長（山口信生君）おはかりいたします。喜多野 等君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）ご異議なしと認めます。

よって、喜多野 等君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔喜多野 等君議場中央に進む〕

○喜多野 等君 この一年間皆さんの暖かいご支援によりまして、副議長の席を無事務めさせていただきましてまことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

今後はまた皆さんとともに議員として四日市市政に邁進してまいりたいと考えております。今後ともよろしく願います。

〔拍手〕

日程第一四 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十四、選挙第二号、四日市市議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口信生君） ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（山口信生君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（山口信生君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○議長（山口信生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山口信生君） 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に森 安吉君及び坂口正次君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○議長（山口信生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 四十一票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 四十票

無効投票 一票

有効投票中

野崎貞芳君 二十票

小林喜夫君 十九票

小井道夫君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十票であります。

よって、野崎貞芳君が四日市市議会副議長に当選されました。

野崎貞芳君、ごあいさつを願います。

〔副議長（野崎貞芳君）議場中央に進む〕

○副議長（野崎貞芳君） ただいま皆さんのご支持を得まして、副議長に当選させていただきました。しかしながら、かなりご批判もあったように思います。これは私の不徳のしからしむるところでございます。

しかし、ご支持をいただいた議員各位に対しご迷惑のかららないように努力をいたしまして、その重責を果たす決意を新たにしまして、常にご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼とごあいさつにかえします。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

日程第一五 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十五、発議第四号、四日市市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、

岩田 久雄君 大谷 喜正君 川口 洋二君 粉川 茂君

高橋 力三君 田中 基介君 野崎 貞芳君 橋本 増蔵君

古市 元一君 前川 辰男君 山口 信生

以上の十一人を総務委員会委員に、

青山 峯男君 小井 道夫君 伊藤 信一君 宇治田良市君

大森多喜三君 訓覇 也男君 小林 博次君 坪井 妙子君

中村 信夫君 平野 行信君 増山 英一君

以上の十一人を教育民生委員会委員に、

小川 四郎君 金森 正君 小林 喜夫君 後藤 寛次君

坂口 正次君 高井 三夫君 高木 勲君 生川 平蔵君

堀 新兵衛君 松島 良一君 山本 勝君

以上の十一人を産業公営企業委員会委員に、

天春 文雄君 加藤 定男君 喜多野 等君 後藤 長六君

出井 博君 野呂 平和君 長谷川鐸元君 福田 香史君
森 安吉君 山路 剛君 山中 忠一君

以上の十一人を建設委員会委員に、それぞれ指名したいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。
暫時、休憩いたします。

午後八時三十六分休憩

午後九時四十四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、正副委員長長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

総務委員会 委員長 大谷 喜正君 副委員長 川口 洋二君
教育民生委員会 委員長 青山 峯男君 副委員長 平野 行信君
産業公営企業委員会 委員長 後藤 寛次君 副委員長 堀 新兵衛君
建設委員会 委員長 福田 香史君 副委員長 野呂 平和君
以上のとおりであります。

日程第一六 選挙第三号 三四伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十六、選挙第三号、三四伝染病隔離病舎組合議会議員五人の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

三四伝染病隔離病舎組合議会議員に、

岩田 久雄君 粉川 茂君 田中 基介君
野崎 貞芳君 古市 元一君

を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、三四伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。

よって、

岩田 久雄君 粉川 茂君 田中 基介君
野崎 貞芳君 古市 元一君
が、三泗伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第一七 選挙第四号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十七、選挙第四号、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員七人の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に、

岩田 久雄君	川口 洋二君	粉川 茂君	田中 基介君
野崎 貞芳君	橋本 増蔵君	古市 元一君	

を指名いたします。
おはかりいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。

よって、

岩田 久雄君	川口 洋二君	粉川 茂君	田中 基介君
野崎 貞芳君	橋本 増蔵君	古市 元一君	

が、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第一八 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十八、選挙第五号、四日市港管理組合議会議員四人の補欠選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口信生君） ただいまの出席議員数は、四十一名であります。
投票用紙を配布いたさせます。

〔投票用紙配布〕

○議長（山口信生君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（山口信生君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。
それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○議長（山口信生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口信生君） 開票を行います。会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に山路 剛君及び中村信夫君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

○議長（山口信生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 四十一票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 四十票

無効投票 一票

有効投票中

岩田 久雄君 九票

増山 英一君 八票

坪井 妙子君 八票

長谷川 鐸元君 七票

前川 辰男君 七票

小井 道夫君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、三票であります。
よって、

岩田 久雄君 増山 英一君 坪井 妙子君

が、四日市港管理組合議会議員に当選されました。

しかし、長谷川鐸元君の得票と前川辰男君の得票が同数であり、しかも、得票数が法定得票三票を超えております。よって、地方自治法第百十八条の規定により準用する公職選挙法第九十五条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

まず、くじを引く順序をくじで定め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。以上ご了承をお願いします。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 長谷川鐸元君、前川辰男君の登壇をお願いいたします。

お願いいたします。登壇していただいて、まずくじの順序をお決めいただくようお願いいたします。

〔退場する議員あり〕

○議長（山口信生君） 退場を禁止します。議長が宣言しております。

〔「暫時休憩せよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 選挙中の休憩はできません。両君は登壇をお願いします。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 再三くじ引きをお願いいたしました。くじを引く順序の決定に応じられないので、一名については見合わせることにし、次の日程に移ります。

暫時、休憩いたします。

午後十時四十九分休憩

午後十一時五十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、この際会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（山口信生君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は本日一日間と議決されておりますが、議事の都合により会期を五月二十日までの三日間延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、会期は五月二十日までの三日間延長することに決しました。おはかりします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、明日午後一時より会議を開きます。
本日は、これをもって延会いたします。皆さん、ご苦労までございました。

午後十一時五十四分延会

昭和五十一年五月十八日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第二号

昭和五十一年五月十八日(火)

午後一時開議

- 第一 選挙第六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
第二 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について
第三 議案第五七号 監査委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、議決

○出席議員(四十二名)

青 天 小 伊 岩 宇 小 大 大 加 金
治
山 春 井 藤 田 田 川 谷 森 藤 森
峯 文 道 信 久 良 四 喜 多 定
喜
男 雄 夫 一 雄 市 郎 正 三 男 正

○欠席議員（二名）

出	高	山	山	山	山	森	松	増	前	堀	古	福	平	長
														谷
井	橋	本	中	路	口		島	山	川		市	田	野	川
力		忠		信	安	良	英	辰	新	元	香	行	鐸	
									兵					
博	三	勝	一	剛	生	吉	一	一	男	衛	一	史	信	元

橋	野	野	生	中	坪	田	高	高	坂	後	後	小	小	粉	訓	喜	川
																多	
本	呂	崎	川	村	井	中	木	井	口	藤	藤	林	林	川	霸	野	口
増	平	貞	平	信	妙	基		三	正	長	寛	喜	博		也		洋
藏	和	芳	藏	夫	子	介	勲	夫	次	六	次	夫	次	茂	男	等	二

○出席事務局職員

事務局	佐々木	晃精
議事課長	小坂	
議事係長	板崎	大之丞
主事	山口	克彦
主事	山口	徹

午後一時二分開議

○議長（山口信生君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第二号により取り進めたいと思いますので、よろしく願います。

暫時、休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後四時七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔発言を求める者あり〕

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 昨日深夜からの経緯を見てまいりますと、わざわざ会期を延長し、そして、きょうの午後一時から再開しておりますが、その経緯は全く理解できないわけでございます。

そもそも、こうした議事運営上のトラブルの問題とするならば、議会運営委員会を開いてその扱いについて論議されるべきだと思います。しかるに、代表者会議等が開かれているようではありませんけれども、私の全く関知するところではございません。何らの連絡も受けませんし、どういう経緯になっているのかも明らかでございません。

そもそも、代表者会議という形で会派に属さないものを除外した形で今日の議長選挙問題を初めとする一連の五月議会の課題を進めてきたところに問題の一つの発端があると思うわけでございます。その轍を踏まないように、あらかじめ私は議事進行について意見を申し上げてきたところでございます。議長はこれ聞き置くという形で処理をされ、結果として大変な混乱を起こした形になっております。しかし問題は、きのうのあの経過を冷静に見られても明らかのように、港の議会議員の選挙に当たっては、どなたからも異議が出ておりません。議長の宣告どおり適正にこの議事運営がなされたわけでございます。残っている問題は、その議事運営に、そして議長の指示に従わないで来たところの問題、そしてまた、議長の制止にもかかわらず退場したりしている。こうしたところに問題があるわけでございます。

こうした問題を不問にして今後の議会運営がなされていくということについては、四日市市政上に重大な禍根を残していくことになると思うわけでございます。

一方では、私のこの議事進行にかかわる発言のたった四文字の問題で、その発言内容を訂正するということについて強いいろいろな働きかけがございました。私もいろいろな経緯にかんがみ、最終的にはその円満な解決をという立場でこれに同意いたしました。しかし、きのうの経緯からの事態をそのまま不問にして、私のたとえば提起しました私の問題とかかわりましたその議事進行にかかわる一部訂正という問題なんかも、そのままあいう形で処理をしていくということについては納得できなくなってくるわけでございます。それとこれとは問題は性質が違いかもわかりませんけれども、しかし、同じ根から出ている問題でございます。したがって、一体議長がいまおはかりになりましたように、きょうせっかく再開しながら会期延長をして、午後一時から再開をしながら全く何もしないので、そしてまた、きょうはこれとどめてという形では市民から大きな不信を買うと思います。一日に少なくとも十二万円の経費が飛んでいくわけです。これで後次も開くということになれば、もう十二万円飛んでいきます。議会の非民主的な運営という中で、こうした問題が起こって、そしてそういうものの原因をつくり出してきた点が真に反省をされ、そして、それを是正されることなしに、そしてまた、その任に当たった人たちの責任が問われることなしに、こうしていたずらに議会を長引かせていくことについては、私は同意しかねるのでございます。

この際、議長に一体なぜ議会運営委員会を開催して、この議会運営上のトラブル問題について解決をしようとしたのか。その点明らかにしていただきたいと思ひますし、きょう休会にしてしまつて、散会をしてしまつて一体、後どういう解決の方向なり、議長としての当然の責務でございますが、解決の方向というものを持っているのか。私は聞く場所がありません。この際、ここでぜひ伺つておきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） お答えをいたします。ちよつと静粛に願ひます。

議長といたしましては、何といたしましてでも議会の円満、これを第一に考えております。その円満に持つていくの

には、あまりあせて事を仕損じたら困る。少々日にちをかけてもゆつくりとその方向に持つていきたいというのが私の信念でございます。あてたら事を仕損ずる。そういう考えでおりますので、少々日にちがかかりましてもごしんぼうのほどをお願いしたいと思ひます。そのうちに恐らく皆さんも良識のあるりっぱな議員の方々でございすので、折れ合つてこれは解決できると私は信じております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私がお尋ねしましたように、なぜ議会運営委員会を開いて処理をなさらないのか。議長の言われんとするその意味はよくわかります。時間がかかるであろうということはよくわかりますが、なぜ議会運営委員会を開いて、正規の議会運営のルールに乗せて、そうした問題の解決に当たられないのか。この際その点もひとつお尋ねしているわけですから、ぜひひとつお答えをいただき、そして、ぜひ議会のそれこそ正常化への道を開いていただきたいかねてから代表者会議の問題はあるわけです。この点は皆さんご承知のとおりなんです。この轍を何度も何度も繰り返さないようにぜひそういう正規のルールに乗せて、そして、やっていただきたい。この点についての議長に改めてお尋ねをいたします。

○議長（山口信生君） お答えいたします。いまの代表者会議でもつてこれを解決するのが一番最善の方法と私は考えておりますので、これが一番正しい道と思つておる次第でございます。

○小井道夫君 承認できません。

○議長（山口信生君） それではご異議がありますので、起立によつて採決をいたします。
本日の会議は、この程度にとどめ、延会することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会することに決しました。

次回は、来たる二十日午後一時より会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。ご苦労さまでございました。

午後四時十七分延会

昭和五十一年五月二十日

四日市市議会臨時会会議録（第三号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第三号

昭和五十一年五月二十日(木)

午後一時開議

- 第一 選挙第 六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
第二 発議第 五号 四日市市議会特別委員会の設置について……………議決
第三 議案第五七号 監査委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、議決
第四 選挙第 七号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○ 本日の会議に付した事件

日程追加 会期の延長について

○ 出席議員 (四十三名)

青	天	小	伊	岩	字	小
山	春	井	藤	田	田	川
峯	文	道	信	久	良	四
男	雄	夫	一	雄	市	郎

山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野 野 生 中
谷
本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂 崎 川 村

忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平 貞 平 信
兵
勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和 芳 藏 夫

出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大
多
井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷

妙 基 三 正 長 寬 喜 博 也 洋 定 多 喜
喜
博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正

○欠席議員（一名）

高橋力三

○出席事務局職員

事務局長	佐々木 晃 精
議事課長	小坂 大之丞 靖
議事係長	板崎 克彦
主事	山口 徹
主事	西口

午後一時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第三号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後五時二分再開

○議長（山口信生君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時三分休憩

午後八時五十六分再開

○議長（山口信生君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）

ご異議なしと認めます。よって、この際会期の延長についてを日程に追加し、議題とするこ
とに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（山口信生君）

会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を五月二
十二日までの二日間延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は五月二十二日までの二日間延長することに決しました。

○議長（山口信生君）　おはかりいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、明日午後一時より会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

どうもありがとうございました。

午後八時五十七分延会

昭和五十一年五月二十一日

四日市市議会臨時会会議録（第四号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第四号

昭和五十一年五月二十一日（金）

午後一時開議

- 第一 選挙第六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
- 第二 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について.....議決
- 第三 議案第五七号 監査委員の選任について.....議案説明・質疑、討論、議決
- 第四 選挙第七号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○出席議員（四十三名）

加	太	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
				治	田	藤	井	春	山
藤	森	谷	川	田	田	久	信	道	文
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
	喜								
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○欠席議員（一名）

高 山 山 山 山 森 松 増 前 堀 古 福 平 長 橋 野
 橋 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂
 力 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 増 平
 三 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金
 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森
 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋
 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正

○出席事務局職員

事務局 局長	佐々木 晃精
議事課 長	小坂 靖
議事係 長	坂崎 大之丞
主事	山口 克彦
主事	山口 徹

午後一時二分開議

○議長（山口信生君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第四号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後五時四十六分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、明日午後一時より会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

ご苦労をまでございました。

午後五時四十七分延会

昭和五十一年五月二十二日

四日市市議會臨時會會議錄（第五号）

四日市市議會

○ 議 事 日 程 第五号

昭和五十一年五月二十二日(土)

午後一時開議

- 第一 選挙第 六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
第二 発議第 五号 四日市市議会特別委員会の設置について……………議決
第三 議案第五七号 監査委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、議決
第四 選挙第 七号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第一 選挙第 六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
日程第二 発議第 五号 四日市市議会特別委員会の設置について
日程第三 議案第五七号 監査委員の選任について
日程第四 選挙第 七号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
日程追加 発議第 六号 議長山口信生君に対する不信任決議について

○ 出席議員 (四十三名)

青 山 峯 男
天 春 文
小 井 道 夫

高 山 山 山 山 森 松 増 前 堀 古 福 平 長 橋 野 野 生 中 出
 谷
 橋 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂 崎 川 村 井
 力 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 増 平 貞 平 信
 兵
 三 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和 芳 藏 夫 博

坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大 小 宇 岩 伊
 多 治
 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷 川 田 田 藤
 妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋 定 多 喜 四 良 久 信
 喜
 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正 郎 市 雄 一

○議事説明のため出席した者

市長	収入役	助役	助役	市長
公務部長	公室長	平井	三輪	加藤
阿南	六田	喜清	寛代	見齊
輝彦	猶裕	三司	嗣	

○出席事務局職員

事務局長	佐々木	晃精
議事課長	小坂	靖
議事係長	板崎	大之丞
主事	山口	克彦
主事	山口	徹

午後一時二分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第五号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願

いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後五時三十六分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時、休憩いたします。

午後五時三十七分休憩

午後十時三十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 選挙第六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について

○議長（山口信生君） 日程第一、選挙第六号、北勢公設地方卸売市場組合議会議員五人の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は、議

長において指名することに決しました。

北勢公設地方卸売市場組合議会議員に、

金森 正君 小林 喜夫君 後藤 寛次君

高井 三夫君 山本 勝君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を北勢公設地方卸売市場組合議会議員の当選人と定めることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、

金森 正君 小林喜夫君 後藤 寛次君

高井 三夫君 山本 勝君

が、北勢公設地方卸売市場組合議会議員に当選されました。

日程第二 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、発議第五号、四日市市議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。本市議会に、

公害並びに災害の防止に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する公害対策特別委員会
今後の陸上交通体系に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する交通対策特別委員会

地域社会の問題とそのあり方に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する地域対策特別委員会
都市近郊農業のあり方に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する農業対策特別委員会

以上の特別委員会を設置することとし、これらの特別委員会にあっては、議会の閉会中も付託事件について調査研
究ができるものとし、かつ本調査研究が終了するまで委員会は存続することにいたします。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本市議会に、

公害並びに災害の防止に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する公害対策特別委員会

今後の陸上交通体系に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する交通対策特別委員会

地域社会の問題とそのあり方に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する地域対策特別委員会

都市近郊農業のあり方に関する調査研究のため、十一人の委員をもって構成する農業対策特別委員会

以上の特別委員会を設置することとし、これらの特別委員会にあっては、議会の閉会中も付託事件について調査研
究ができるものとし、かつ本調査研究が終了するまで委員会は存続することに決しました。

おはかりいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条の規定によ
り、

青山 峯男君 宇治田良市君 大森多喜三君 小林 博次君

坂口 正次君 田中 基介君 坪井 妙子君 出井 博君

生川 平蔵君 増山 英一君 森 安吉君

以上の十一人を公災害対策特別委員会委員に、

大谷 喜正君	小川 四郎君	加藤 定男君	小林 喜夫君
後藤 寛次君	後藤 長六君	野崎 貞芳君	福田 香史君
長谷川 鐸元君	前川 辰男君	山路 剛君	

以上の十一人を交通対策特別委員会委員に、

天春 文雄君	小井 道夫君	伊藤 信一君	川口 洋二君
喜多野 等君	訓覇 也男君	粉川 茂君	中村 信夫君
橋本 増蔵君	平野 行信君	古市 元一君	

以上の十一人を地域対策特別委員会委員に、

岩田 久雄君	金森 正君	高井 三夫君	高木 勲君
高橋 力三君	野呂 平和君	松島 良一君	堀 新兵衛君
山口 信生	山中 忠一君	山本 勝君	

以上の十一人を農業対策特別委員会委員に、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の十一人をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第三 議案第五十七号 監査委員の選任について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、議案第五十七号、監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、坪井妙子君の一人身上に関する事件でありますので、同君の退席を求めます。

〔坪井妙子君退席〕

○議長（山口信生君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案は、議会の議員のうちから選任する監査委員として、坪井妙子氏をご選任申し上げたいと存じ、ご同意をお願いするものであります。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議会の議員のうちから選任する委員として、いま坪井議員が市長から提案をされたわけでございますが、代表者会議なるものにおいて、伊藤信一議員が代表者会議において申し合わせをされたということを聞いてきたわけですが、どうしてこういう変更をするに至ったのかの経緯は納得のできる形で承知しておりません。したがって、納得できるような説明を、どなたにいただくべきが筋かはわかりませんが、明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 答弁申し上げます。

代表者会議において選考いたしましたので、その結果がこういうふうに出てきたのでございます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 代表者会議なるものは、議会の制度のもとにおいて、四日市の議会運営のこの諸規程の上において、どういう根拠とそして機能を持つべきものなのか、その点について明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） お答えいたします。

機能といっても、ちょっと変でございますけれども、これは各派から代表者が出て、役員選挙等皆さんの選考をしていただいて、それにもたれてやる機関でございますし、何もかも運営に関する一切の議場で扱う以外の案件について、いつもかまご相談もし、一応の成案を私の方へ示していただくような仕組みになっておると私は考えています。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いまの議長の説明では納得できないわけでございます。そもそも十七日、五日前の十七日の臨時議会冒頭におきまして、私はあえて議事進行について発言を求め、そして問題を提起いたしました。今度の臨時議会の主要な事件でございますところの議長、副議長選挙、そして港議員選挙、そしてこういう監査委員の問題等について、四日市のこの議会の諸規程においても、法制的においても、何らの権限も持たない、法制的な根拠も持たない代表者会議、そしてこの代表者会議というものは、慣例という形のもの仮にあるとしても、たとえば過去一年の経緯を見ましても、その非民主的な運営の中においてしばしば問題が起こっておったわけでございました。そして、その

ままそれが改められずにこの代表者会議というものが踏襲をされ、そしてこれが会派の代表たり得ない代表者会議という実態を持っておったわけでございます。しかもこの代表者会議は、議会が四十四人の議員をもって構成する、そしてそれらの議員が対等、平等というこの実際の姿を無視して、いずれの会派にも属さないという者、そういう者は全くオミットするという形で進められてきた、こういうところが大きな問題があるという形で明らかになっておったし、こういう形で進めることにおいて、今度の議会が大きな混乱を招きかねない、こういうことで議事進行についてもあえて発言を求めたところです。それに対して議長が、全く意見として聞くというだけで適切な処置をとられなかった。そして、ご承知のような市民不在の議会混乱が起こったわけでございます。

しかも、代表者会議というのが、この混乱の中で明らかになりましたように、各会派の代表者としての役割を果たしてないということが、議長選挙において、副議長選挙において、港議員の選挙においてはっきりと証明したではないですか。

お聞きますところによりますと、この議事の終了後に議長不信任案が出るという話をお聞きしたわけでございますけれども、議長の責任も重大であり、同時に議会の民主的運営の本来の法制的なルール、こういうものを無視して何らの法的根拠も持たない代表者会議において事を進める、そしていずれの会派にも属さない者をオミットしてくるというような非民主的な運営に参画してきた代表者の方々、あるいはまたそれを支えてきたところのやはり議会の会派の責任というものも、同時に問われなけりやなぬと思います。そしてまた、混乱そのものの直接的な問題となりましたいわゆる港組合議会議員選挙の結果、あの選挙自身は適法、適正に行われておりました。港議員選挙が行われるについて、いずれの場でもだれ一人として異議を唱えていなかったわけでございます。議長が港議員の選挙、投票するという前にも、その直後にもだれ一人として異議を唱えておりません。適法、適正に選挙が行われておりま

す。そして、それが、結果が非民主的な代表者会議の事前のいわば申し合わせに反するからといって、議長の宣告した事項に従わないで議場を退場していく。こうして混乱がそのまゝの状態で五日間も続けられました。会派間の信義の問題とするならば、議場外で行われた問題ですから議場外で解決されるべきです。それを放置してそして五日間もやる。この間に約百万近いお金が、直接的な経費だけでも百万近いお金が浪費される結果になったと思うんです。この財政難で、市民の要求がいろいろと実現しない。そういう市民の多くの犠牲という形が出ております。諸料金の引き上げあるいは税金の値上げ、こういう中で、そういう市民不在で百万近い金を浪費していくという、こういう重大な結果をもたらした、市民に対して四日市市政に対する不信をもたらした、こうした大きな原因をつくり出したという点で、議会のこの正当適法に行われているやつを実力でボイコットしていく、そしてそれが今日何ら不問にされ、責任を問われない。そして議長の不信任といいますが、議長の責任は当然問われなきゃならぬと思いますが、そうした面が不問にされている。他の面では不問に付されている。こうしたことは全く許されないとだと思いますが、なおいま議長が、この事態の中でも代表者会議という形で処理をされてきて今日提案をされておること、こうした点は私はどうしても納得できません。

議長不信任の問題に対しても、仮に出されたとしても、私は、そういう問題を持つもので、議長自身も、副議長自身も、そしてまた今日の混乱をつくり出した原因となったその諸要因にかかわるその責任というのが明らかにされなければならないと思いますし、そういう全体として問われない形で問題提起に対しては、私は棄権をしたいと思っています。

が、たったいま提案されております問題については、どうしても納得できません。今後この轍を繰り返さないために、こういう代表者会議というものは、全く不要だとは申しません。必要なときもあるでしょう。しかし、議会運営

の主体は、議会運営委員会を民主的に進める、いまの議会運営委員会の形の上では一定の形になっていますが、実際の運営は、先日も私委員長に抗議もしましたけれども、問題があると思います。この点、実際の運営も民主的にすること、そして議会運営委員会、これを主体に、あるいは議会運営委員会型のそうしたものをきっちと規定して、制度的にも規定をして、そして運営をしていていただきたい。こういう点を、この市民不在の重大な醜態を演じたこの深い反省の中から、そうしたものはっきりと見つけ出していただきたい。この責任があると思うんです。この点をあえて申し上げまして、質疑の中で討論みたいになってしまいましたけれども、この坪井議員の選任に対して、あえて討論はこのあと参加しませんが、この意味の中から十分私の態度をくみ取っていただきたいと思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私、質問するんじゃないんですけれども、いまこういう形で民主議会制度そのものに対する意見が出ましたので、一言だけ申し上げなきゃならないんじゃないかと思うんです。

会派運営ということについて、これは現実の問題として会派があるわけです。その会派が代表者を出して、そこで何もかも決めてしまっておしまいであるとすりゃこれはゆゆしき大事です。まさに民主主義を冒瀆するものではないかと思えます。しかし、会派というものが現実にある以上、そこでお互いに四日市市政よかれということで話し合いをすると、しかしそのことは、これはあくまで議会に正式に提出されるまでの過程であって、どの問題にいたしましても本会議に提出されて初めてそこで全員で審議をして決定するわけです。

そのあとという意見がありました。今回の議会の長引いた原因につきましては、これは私はあえて申し上げる

必要はないと思います。以上。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私も申し上げましたように、会派代表者会議というものが全く不要だとは申ししておりません。会派がその構成員で本当に民主的に運営され、そして代表者という人がその会派の総意を本当に結集してくるという機能を実際に果たしていればいいです。果たしていない。それが去年一年の運営の中でも幾つかの事例として出ているわけですね。それ全部だとは申しません。この議会に多くの責任を負う部分においてなされておる。そういう実態になってない。そして、一つの議案に対する採決においても、一つの会派がばらばらの態度をとるということだってしばしばあったわけですね。そういう実態の上に、その点の改善もなしにこの代表者会議という形でやられる。しかも、その代表者会議で外れている、いずれの会派にも属さない者は、特に今度の場合は全く無視してきたじゃないですか。事前の相談あるいは結果についても、全く無視してきたじゃないですか。だから私も私そういうあれしていませんですよ、結果についても報告聞いていません。

代表者会議でだれが座長を務めたのか、そして、座長といいますが、だれがこの代表者会議の問題について責任を負うのか、そして会派に属さない者にどう処理するのかという点でも、何ら今度の場合は特にされてません。そういう点をぜひ改めてほしいと言っています。

適法、適正に行われたものに対して、それを実力で無視して退場していくという、これも一つの大きな今度の混乱のあれになっているんですからね。代表者会議で相談したことが結果に出なかったという問題は、議場外で行われた

問題ですから、それはその議場外で議事進行とは関係なしに進められたらいいことなんです。その反省なしにいまこういうご意見が出てましたので、私はあえて申し上げます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

〔私語する者あり〕

〔坪井妙子君着席〕

○議長（山口信生君） この際、理事者の退席を願います。

〔理事者退席〕

○議長（山口信生君） 次に、日程第四、選挙第七号、四日市港管理組合議会議員二人の補欠選挙を行います。

本件は、去る五月十七日の四人の補欠選挙の結果三人しか補充できなかったこと、並びに坪井妙子君が辞職されたことにより、二人の欠員を補充しようとするものであります。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口信生君） ただいまの出席議員数は、四十三人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（山口信生君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（山口信生君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。

それでは、順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（山口信生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山口信生君） 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に高木 勲君及び福田香史君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

○議長（山口信生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十三票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、

有効投票 四十三票

無効投票 なし

有効投票中

前川 辰男君 二十一票

長谷川 鐸元君 二十一票

小井 道夫君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、六票であります。よって、前川辰男君、長谷川鐸元君が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後十一時十分休憩

午後十一時二十四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（山口信生君） ただいま喜多野 等君ほか二人から、発議第六号、議長山口信生に対する不信任決議についてが提出されました。

おはかりいたします。この際、これを日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、喜多野 等君ほか二人から提出の発議第六号、議長山口信生に対する不信任決議についてを、この際日程に追加し議題とすることに決しました。

日程追加 発議第六号 議長山口信生君に対する不信任決議について

○議長（山口信生君） 発議第六号、議長山口信生に対する不信任決議についてを議題といたします。

本件は、私の一身上に関する事件でありますので、退席いたします。

〔議長（山口信生君）退席、副議長（野崎貞芳君）着席〕

○副議長（野崎貞芳君） 議長にかわりまして、議事を進行します。

提出者の説明を求めます。

喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 提案の説明を行わせていただきます。

さきにわれわれは信頼する議長を新しく再任いたしました但、その後今日まで、遺憾ながら六日間にわたって議事が停滞いたしました。このことは、市民の批判が高まるとき、議長として山口信生氏のとられてきた態度については遺憾ながら認めたいものが多々あります。

各会派議員の動向を敏感に読み取ることのできなかったことは、今後の議会の運営に大きな障害となることを憂えまして、ここに私どもは、心を鬼にいたしまして、議会運営を刷新し、市民の期待にこたえるための不信任決議案

を提出いたしました。

まことに残念であり、非常に遺憾だとは思いますが。しかし、この状況下の中で、勇断をもって全員のご同意をお願いして、提案理由の説明にかえたいと思います。

○副議長（野崎貞芳君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議長のご責任は非常に重いものがあるということは、先ほども私は申し上げたとおりでございます。でこの議長を決して弁護しようとは思いませんし、しかるべき責任は自発的にもとられなければならないと思います。

同時に、先ほどもちよっと触れましたように、副議長のご責任の問題もございましょう。そして前議長時代からの責任の問題もございましょう。前議長のもとで各会派を代表すると言われる方々によって、議長とともにこの代表者会議なる形でいろいろな申し合わせをしてみえたわけでございます。その代表者がみずからの会派の代表でなかったという姿を露呈したわけですから、いわばそういう面での責任が同時に問われなければならないと思います。それから適法に進んでおったこの議事というものを実力で妨害したと、そういう点も責任が問われなければならないと思います。こうした関係については一体どう処理をなさるおつもりか。この議長不信任案提案との関連でどのようにお考えか。この点が一点です。

二点目は、この不信任決議が仮に成立したとしても、どれほどの効力を持つのかという点でございます。本人が仮に辞任をしないという場合に、法的な拘束力を持つのかどうか。そうすると、なおこの上に今後において四日市市議

会の紛糾の種を一層増していくことにはならないか。その辺の展望をどうお持ちになってみえるか。その辺も含めて

お答えをいただきたいと思います。

○副議長（野崎貞芳君） 提案者からの説明を求めます。

喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 本件についてご質問をいただいたわけでございますが、私どもといたしましては、その件についていろいろな考え、また考察もいたしてはおりますけれども、そういうことをこの時点で申し上げるということは一応お断り申し上げて、次の段階に進んでいただきたいとこのように思います。

○副議長（野崎貞芳君） この際、お願いいたします。今期臨時会の会期は、あとわずかありますので議事進行にご協力をお願いいたします。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 繰り返し申し上げますが、私は山口議長の責任は重大だと思えます。過去の経緯から見しても、私はあえて議長選挙においても私自身投票した経緯を持っております。しかし、あの投票においては、四十一の議席のうち三十五人の方々が投票されて議長が誕生しております。したがって、わずか五日後にこの不信任案を出さなきゃならない、出すと、その事情をどう市民に説明するか、どうそれが市民が納得できるか。その恐らく三十五の投票に参加されたかなりの方が、この提案者の一員に入っておみえになると思うわけですが、その点をもう少し市民にわかりやすくご説明いただきたいと思います。

○副議長（野崎貞芳君） 時間もございませんので、いま提案者の方から発言のないサインがありますので、ご答弁をご遠慮願います。

他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

本件については、討論の通告がありませんので、これより直ちに採決を行います。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（野崎貞芳君） ただいまの出席議員数は、四十人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（野崎貞芳君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野崎貞芳君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（野崎貞芳君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記入願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は反対とみなします。
それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（野崎貞芳君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野崎貞芳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（野崎貞芳君） 開票を行います。立会人に野呂平和君及び小林博次君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○副議長（野崎貞芳君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数四十票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、

賛成 二十票

反対 二十票

以上のとおりであります。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第百十六条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件は、議長は否決と裁決いたします。よって、本件は否決されました。

○副議長（野崎貞芳君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十一年五月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後十一時四十七分閉会

右、地方自治法第百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	山口信生
四日市市議会副議長	喜多野等
四日市市議会副議長	野崎貞芳
署名議員	小林喜夫
署名議員	長谷川鐸元